

# 省エネルギー改修事業に係る契約に関する基本的事項について **(案)【変更箇所抜粋】**

## 1. 背景と意義

### 1-1 省エネルギー改修事業の必要性と意義

環境配慮契約法第5条第2項第3号において、省エネルギー改修事業（以下、「ESCO 事業」という。）とは「事業者が、省エネルギーを目的として、庁舎<sup>1</sup>の供用に伴う電気、燃料等に係る費用について当該庁舎の構造、設備等の改修に係る設計、施工、維持保全等（以下この号において「設計等」という。）に要する費用の額以上の額の削減を保証して、当該設計等を行う事業をいう。」とされている。政府実行計画（平成19年3月30日閣議決定）においても、「ESCO 事業導入のフィージビリティ・スタディを実施し、可能な限り幅広く導入する」としているところである<sup>2</sup>。

ESCO 事業は、施設管理者において新たな改修資金を必要としない省エネルギー推進方法として注目されている。このような状況を踏まえ、国等の機関が ESCO 事業を推進することは、環境への負荷の低減を図るとともに、環境と両立する新しい経済づくりに役立つことが期待されるものである。

なお、環境配慮契約法第7条の規定により国の ESCO 事業の契約に当たっては、10 箇年度以内の債務負担が可能となったところである。

### 1-2 本解説資料の使い方

本解説資料は、環境配慮契約法に基づく基本方針に定められた、省エネルギー改修事業に係る契約に関する基本的事項を踏まえ、発注者が具体的に ESCO 事業に係る契約を締結する際の参考として使用されることを想定したものである。

本解説資料は、省エネルギー改修事業に係る契約に当たっての考え方や具体的な内容、実際の事務手続等について説明したものであり、国土交通省の「官庁施設の ESCO 事業実施マニュアル<sup>3</sup>」及び（財）省エネルギーセンターの「ESCO 導入のてびき（自治体向け）<sup>4</sup>」をも

<sup>1</sup> 本資料における庁舎とは、宿舎以外の建築物とする

<sup>2</sup> 参考：「政府実行計画」（平成19年3月30日閣議決定）

2 建築物の建築、管理等に当たっての配慮

(2) 既存の建築物における省エネルギー対策の徹底

② ESCO 事業導入のフィージビリティ・スタディを実施し、可能な限り幅広く導入する。

<sup>3</sup> 「官庁施設の ESCO 事業実施マニュアル」（平成18年3月策定、平成20年3月改定）：[平成20年3月に改定されており、特に設備更新型 ESCO 事業について、その導入検討の留意点等が記載されている。](http://www.mlit.go.jp/gobuild/sesaku/green/green_tyousya.htm) 国土交通省官庁営繕部ホームページ [http://www.mlit.go.jp/gobuild/sesaku/green/green\\_tyousya.htm](http://www.mlit.go.jp/gobuild/sesaku/green/green_tyousya.htm)

とに、作成したものである。

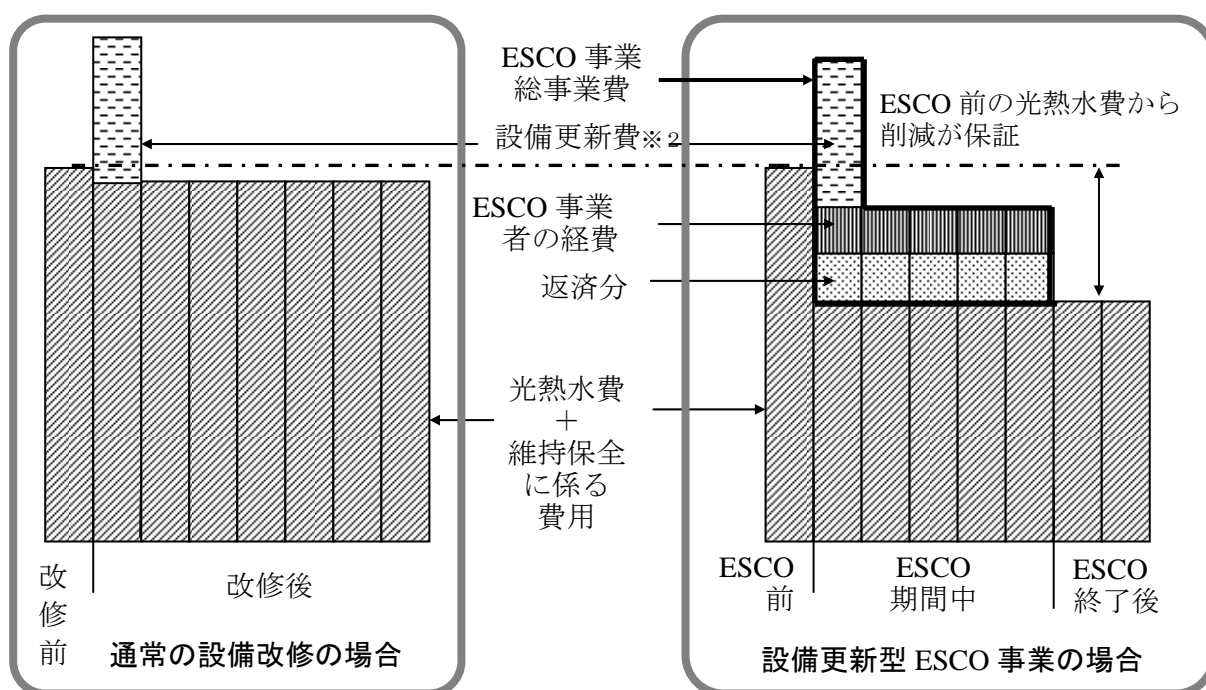
なお、本解説資料に示す内容は参考例であり、企画立案、発注等は諸条件を踏まえて適切に対応することが必要である。

## 1-3 ESCO事業の概要

### (1) ESCO事業の概要

ESCO 事業は、設計、施工、及び保守・運転管理等を含む複数年のサービスを提供するものであり、事業費の支払いに当たっては、定期的に省エネルギー効果の計測・検証を行い、保証された効果を確認することにより契約された額を毎年度支払うこととなる。

なお、更新時期を迎えた設備機器がある場合は、設備機器の更新を条件とした ESCO 事業（設備更新型 ESCO 事業<sup>※1</sup>）を行うことができる。



図IV-1-1 通常の設備改修と設備更新型 ESCO 事業についての概念図

- ※1 条件とした設備の更新に要する費用は、環境配慮契約法第5条第2項第3号でいう「維持保全等」及び「電気、燃料等」に係る費用に含まれる。
- ※2 条件とした設備の更新に要する費用は、一括払い。

<sup>4</sup> 「ESCO 導入のてびき（自治体向け）」（平成 4819 年 810 月）：（財）省エネルギーセンターホームページ <http://www.eccj.or.jp/esco/guide/07/index.html>